

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

それゆえに、いじめは、どんな理由があろうとも絶対あってはならないことであると考えますが、残念ながらいじめによる重大な事案が後を絶たないのが今の世間の現状です。

いじめから子どもを守るために、

- ・ いじめは絶対許さない
- ・ いじめは恥ずべき行為である
- ・ いじめはどの子どもにも、どこでも起こる

という認識を持ち、不断の努力でいじめが起きにくく、例えそういう兆しが見えても、すぐに発見されような開放的な学校づくりを目指していく必要があります。

この全ての人の願いであるいじめをなくすため、平成 25 年 9 月 28 日に、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

本校も、この法の趣旨に則り、いじめの基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力するとともに、いじめ防止等のための方策を総合的かつ効果的に推進していきたいと思えます。

静岡商業高校いじめ防止対策委員会

第1章 いじめ防止の基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめられていても、本人がそれを発信しないことや否定することが多々あることを踏まえ、表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめには、具体的には以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの行為がいじめにあたるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じることがある。

実際、国立教育政策研究所の調査の結果によっても、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していることが裏付けられている。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要がある。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷つき、その傷の大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も大事になってくる。

いじめの未然防止のために、本校はいじめに対する基本方針をホームページにて公開し、保護者、地域に理解していただくこととする。そして、多くの大人が連携し、社会全体で、健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んでいく。

そして、いじめの早期発見への努力を惜しまず、いじめの問題が発覚した場合には速やかな対応をしていく。

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ防止対策委員会

2 構成員（11名）

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 教頭、生徒指導主事、教育相談室長、各学年主任

人権教育担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

3 役割

学校におけるいじめ防止対策、いじめの早期発見、いじめが発覚した際の中核組織としての役割を持ち、具体的には下記のような業務を担う。

- (1) いじめ防止等基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめへの早期発見対応（7月、12月、2月のアンケート実施を含む）
- (4) 教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (5) 年間計画の企画と実施
- (6) 年間計画の進捗状況チェック
- (7) 各取組の有効性のチェック
- (8) いじめ防止等基本方針の検証・見直し

第3章 いじめの防止のために

1 いじめについての共通認識

平素からいじめについての共通認識を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の(1)～(7)のような基本認識を持たせる。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ未然防止の取組の重要性の認識

- (1) 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっていきます。そこには、すべての生徒を対象に、健全な社会性を育み、感謝の気

持ちを持たせ、良いことは良い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があります。

- (2) いじめが起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、「起きにくくするために力を尽くす」という考えに立った取り組みをします。すなわち、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味も含めての未然防止策が重要です。

3 いじめに対する教職員の心構え

- (1) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要です。

そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かいHR経営や教育活動を展開していきます。これにより、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていきます。

- (2) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が生徒の心情を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう危険性があることも理解しておく必要がある。逆に、教職員の温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなければなりません。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学しあい、意見交換をしていくことも大切です。そのためには、教員間で互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切です。その上で、すべての生徒が授業に参加し活動できるように工夫していきます。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにして、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育てていきます。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切です。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしているか等を、自問自答するとともに、教職員が互いに意見を言い合えることが大切です。

- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切です。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることです。

4 いじめの防止に向けての手立て

- (1) HR経営等の教育活動の充実を図ります

ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う集団づくりを行う。

イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある集団づくりを行う。

ウ 正しい言葉遣いができる集団を育成する。いじめは言葉によるものも多く、「キモイ」、「ウザイ」、「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。

- エ ルールや規範がしっかり守られるような継続的な指導（特に年度初め）を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ アンケート調査や出欠状況等、客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度の活用による生徒の実態把握を行う。
- カ 自らのHR経営や教育活動の在り方等を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。
- (2) 魅力ある授業を実践します
- ア 「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりを行う。
- イ 「楽しい授業」、「わかる授業」を通じて、生徒たちの学びあいを保障する。
- (3) 倫理観、道徳観を育成します
- ア 感謝の心、奉仕の精神等を持った豊かな人間性を育成する。
- イ 思いやりや生命、人権を大切にす指導を実践する。
- (4) 校内研修の充実を図ります
- 例 ・発達段階に応じた、いじめの心理についての学習
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習
- ・ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の学習、等
- (5) 学校行事を大切にします
- 文化祭、体育祭、修学旅行等、様々な学校行事を通して、個々の生徒が達成感や感動、人間関係の深化が得られるよう、企画、実施、指導を行う。
- (6) 生徒会活動を充実させます
- 生徒会活動によるいじめ防止のための呼びかけや自治的活動の取組を促す。

5 いじめ防止対策の検証・評価

いじめ防止対策委員会は各学期末に開催し、アンケート結果の集計分析、取組計画の進捗状況の確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行います。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、またいじめ拡大を恐れるあまり訴え出ることができない場合が多く、いじめが長期化、深刻化することがあります。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められます。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後等の生徒の様子に目を配るとともに、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切です。

また、担任や教科担当、部活動顧問等が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有するとともに、チームで対処することが大切です。

2 いじめを発見する手立て

(1) 教員と生徒との日常の交流を通じた発見に努めます

ア 休み時間や昼休み、放課後等の雑談の機会を利用し、目配りをします。

(2) 複数の教員の目による発見に努めます

- ア 多くの教員による様々な教育活動を通じた生徒への関わりを大切にします。
- イ 休み時間や昼休み、放課後等の計画的な校内巡回を行う。その際、普段あまり人が入らない場所や生徒用トイレなど、気になる場所にも目配りをします。
- (3) アンケート調査を実施します
 - ア いじめ関係の項目を含めた「いじめアンケート調査」等を計画的に行う。
- (4) 教育相談を通じた把握に努めます
 - ア 年度当初や学期末等における面談等を通し、生徒理解に努めます。
 - イ スクールカウンセラー等の活用を積極的に進めます。
- (5) 保護者・地域との連携を図ります
 - ア 日頃から良好な人間関係を構築し、相談しやすく、協力を得やすい環境づくりに努めます。
 - イ 相談や通報の仕方等について、学校HP、メール配信、プリント配布、保護者会等を利用して周知します。

3 生徒同士の間関係の客観的な把握

クラスや部活動内での潜在化した人間関係のトラブルを発見するための、教員間の情報交換や各種調査により、実態を把握する。

- (1) クラスや部活動内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点等に気を付けて観察します。
- (2) 遊びやふざけあいのように見えるもので気になる行為があった場合は情報を共有します。

4 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- (1) いじめを訴え出るとは、人権擁護と命を守ることにつながる立派な行為であることを指導します。
 - ア 生徒や保護者と、日頃から良好な人間関係を築く努力をします。
 - イ 些細な情報であってもきちんと対応し、学年等の関係職員で情報共有します。
 - ウ 「心身の安全を守る」という教職員の姿勢を伝えるとともに、相談室等の一時的に避難する時間や場所を提供し、本人の心のケアなどに努めます。
- (2) 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知
 - ア 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてもよいことを周知します。
 - イ 教頭や生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等への相談方法を周知します。
- (3) 家庭に対して、関係機関（警察署、少年サポートセンター、医療機関(学校医)等）へのいじめの訴えや相談方法の周知
 - ア 配布物やメール配信等により、関係機関の連絡先を周知します。
 - イ 相談機関は秘密を厳守して、意向に沿った対応をしてくれることを周知します。

5 保護者や地域からの情報提供

いじめ問題に対する学校の考え方や取り組み、連絡方法等を、学校HPや配布物等により家庭や地域に周知し、共通認識に立ったうえでいじめの発見に協力を求めます。

※ 年間計画

月	年 間 計 画	備 考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・「いじめ防止等基本方針」の周知 ・クラス面接週間 ・商業研修（1年） ・遠足（2・3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内文書配布、一斉メール配信等により、保護者、生徒等に周知するとともに、学校ホームページの記載内容の確認をする。 ・クラス面談を通じて、生徒の人間関係把握クラスへの帰属意識、協調性、自己有用感、コミュニケーション能力等を育成する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・各部活動高校総体地区予選 ・PTA総会・HR懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自治的活動や生徒間のいじめ防止のための呼び掛け等を促す。 ・自己有用感、達成感、協調性等を育成する。 ・HR保護者と情報交換を通し、いじめ防止対策に対する共通理解を図り、情報交換をする。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA地区会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感、自己肯定感、達成感、コミュニケーション能力、団結力等を育成する。 ・「いじめ防止等基本方針」を地区会保護者に説明し、地区の情報交換を行うとともに、協力を要請する。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校評議員会 ・野球応援 ・スポーツ大会 ・第1回いじめアンケート ・第1回いじめ防止対策委員会 ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰属意識、協調性、コミュニケーション能力等を育成する。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握するとともに、委員会活動を検証する。 ・情報交換をし、共有する。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・面接週間 ・文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・HRごと担任との個別面談を実施する。 ・自己有用感、自己肯定感、達成感、コミュニケーション能力、団結力等を育成する。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感、自己肯定感、達成感、コミュニケーション能力、団結力等を育成する。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握する。情報を交換し、共有する。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自治的活動や生徒間のいじめ防止のための呼び掛け等を促す。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行（2年） ・第2回いじめアンケート ・第2回いじめ防止対策委員会 ・球技大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスへの帰属意識、協調性、自己有用感、コミュニケーション能力等を育成する。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握するとともに、委員会活動を検証する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校評議員会 ・第3回いじめアンケート ・第3回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組を報告し、意見交換を行う。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握し、年間の取組を検証し、次年度へ向けての対策を検討する（PDCA）。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成感、自己肯定感等を育成する。